**注記（事業別財務諸表：狂犬病予防事業）**

**１．追加情報**

（１）その他財務諸表の内容を理解するために必要と認められる事項

①事業の概要

狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、大阪府動物の愛護及び管理に関する条例等に基づき、犬の捕獲、犬・ねこの引取り・収容をし、譲渡を含む処分を

行い、公衆衛生の向上を図るとともに、犬・ねこの適正飼養の推進を図っています。

（平成２６年４月１日付けで環境農林水産部に移管。）

②当該事業に関し説明すべき固有の事項

　　　　　狂犬病予防事務の環境農林水産部への移管に伴う食の安全推進課分室の建物の減などを計上しています。

**事業類型 ：助成・啓発・指導・公権力型　　部　　局 ： 健康医療部**

**事 業 名 ：狂犬病予防事業**